

議員提出議案第1号

地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求に関する決議について

地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求に関する決議を次のとおり提出する。

令和8年1月14日提出

提出者	西条市議会議員	伊藤 良二
〃	〃	柳原 政彦
〃	〃	井上 浩二
賛成者	〃	森川 亜紀
〃	〃	佐々木 充
〃	〃	三好 和彦
〃	〃	伊藤 孝司

地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、次の事項について監査を求め、その結果の報告を請求する。

1 監査を求める事項

- (1) 市立学校の適正規模及び適正配置に係る意思決定プロセスにおいて、市長の言動が教育委員会の主体的判断及び事務執行に及ぼした影響の実態
- (2) 西条市学校適正規模・適正配置等審議会の答申後、パブリックコメント等の正当な行政手続きが停滞・遅延していることに関し、市長による直接的な指示又は不適切な働きかけの有無
- (3) タウンミーティング等の場で、市長が説明用資料として用いている文書の作成経緯及びその妥当性
- (4) 市長と教育委員会事務局との間における協議・指示の記録管理が適正に行われているか否か
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定される教育委員会の職務権限が、市長によって侵害されていないか否か

2 監査請求の理由

本市において、教育委員会が諮問した「市立学校の適正規模及び適正配置に関する事項」に関し、西条市学校適正規模・適正配置等審議会において専門的見地からの検討を経て答申がなされた。

しかし、その後の総合教育会議において、当該答申の内容に市長が異を唱えたことを端緒として、本来進めるべきパブリックコメント等の正当な行政手続きが停止しており、教育行政の停滞は看過できない状況にある。

そこで、保護者や市民の不安を可及的速やかに解消し、本市教育行政の適正な執行を確保するため、客観的な事実解明を目的として、本監査を請求するものである。

3 監査結果の報告期限

本請求を受理した日から60日以内

以上、決議する。

令和8年1月14日

愛媛県西条市議会

提案理由

口頭說明